

令和6年度 岩沼市障害児者等相談支援事業（岩沼小学校区）仕様書

1 目 的

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号、岩沼市地域福祉計画、岩沼市障害者計画及び岩沼市障害福祉計画（岩沼市障害児福祉計画）に基づき、障害児・障害者（疑いを含む）、難病患者及びその家族並びに支援者（以下「障害児者及びその家族等」という。）からの相談に応じ、障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 業務名称 令和6年度 岩沼市障害児者等相談支援事業（岩沼小学校区）

3 履行場所 原則として岩沼小学校区（別表参照）

4 利用対象者 原則として岩沼小学校区に居住する障害児者及びその家族等とする。

5 履行期間 契約締結の翌日から令和10年3月31日まで （なお、契約締結の翌日から令和7年3月31日までは、委託料が発生しない準備期間とする。）

6 業務内容

「岩沼市障害児者相談支援事業実施要綱」に定めるもののほか、以下の支援を行うものとする。

(1) 個別相談

障害児者及びその家族等の総合的な相談窓口として、相談対応を行う。

（相談件数：実件数100件／年、延件数2,000件／年程度）

ア 福祉サービスの利用援助

障害児者の障害程度や生活状況に応じて利用できる福祉サービスの情報を提供するとともに、サービス利用の申請援助を行う。

また、必要に応じ指定相談支援事業者やサービス提供事業者との連絡調整、同行支援等を行う。

イ 社会資源を活用するための支援

上記アの福祉サービスでは解決しない課題等に対し、地域資源（インフォーマルサービス）や、国、県または民間の制度やサービス（年金、保険、医療、就労、教育、住宅等）について障害児者及びその家族等に情報提供し、その活用に向けて支援する。

ウ 社会生活力を高めるための支援

（ア）障害の受容や理解、不安解消に関する支援

（イ）日常生活に関する支援（健康管理、家事、子育て、金銭管理、身だしなみ、家族関係等）

（ウ）社会参加に関する支援（就学、就労、人間関係、趣味、余暇活動等）

エ ピアカウンセリング・ピアサポート

障害者同士が、経験を伝え合い、わかちあう場を設定し、仲間として支え合えるよう支援する。場の設定については、他相談支援事業者との共催や他の同種事業を活用する等し、効率的・効果的な実施に努めること。

オ 権利擁護のために必要な援助

障害児者が不当な取り扱いを受けないよう援助するとともに、虐待の早期発見、再発防止のための援助を行う。また、成年後見制度の利用に至るまでの援助を行う。

また、岩沼市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの一員として、広報や相談等を行う。

カ 専門機関の紹介

障害児者の課題に応じた専門機関を紹介するとともに、必要に応じ、利用に至るまでの支援を行う。

(2) 担当地域の相談支援体制強化の取組

ア 個別ケースを通じた指定相談支援事業者への支援

指定相談支援事業者からの相談を受け、共同訪問や支援課題の整理、ケース会議の開催等を通じて、指定相談支援事業者の支援を行う。

イ 担当地域の関係機関との連携強化の取組

ケース検討会や研修会、関係機関が開催する会議や行事等を通じて、連携強化に努めること。

ウ 地域包括支援センターとの連携

相談対応や定期的な連絡会の開催等を通じて、担当地域の地域包括支援センターとの連携強化に努めること。

エ 相談窓口の周知

担当地域の相談窓口であることを、地域住民及び関係機関等に対し周知する取組を行う。

(3) 岩沼市障害児者地域自立支援協議会に関すること

岩沼市障害児者地域自立支援協議会全体会に参加するとともに、部会の運営を行い、市と地域課題の解決に向けた取組を行う。

7 相談体制

- (1) 訪問・来所・電話・FAX・メール等により対応する。
- (2) 岩沼市内又は近隣市町に、事務所を1か所以上置く。

8 相談員

- (1) 常勤で2名以上配置すること。
- (2) 障害児者の支援に従事した経験のある相談支援専門員、社会福祉士、精神保健

- 福祉士、保健師、介護支援専門員、臨床心理士、公認心理士のいずれかの資格を有する者、または令和 7 年度内に相談支援専門員の資格を取得見込の者とする。
- (3) 常勤の相談員のうち、医療的ケア児等コーディネーターを 1 名以上配置すること。医療的ケア児等コーディネーターがいない場合は、委託期間内に、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講すること。
 - (4) 本業務に支障のない範囲において、他の業務に従事することができる。
 - (5) 常勤で管理者を配置すること。管理者は相談員と兼務することができる。

9 開設日及び運営時間

事業所の開設日及び運営時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 開設日

月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までを除く。）

(2) 運営時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(3) 開設日及び運営時間外の対応

緊急相談等に備え、緊急連絡先を確保し、対応できる体制を整備すること。

10 利用者負担

事業に係る利用者負担は、無料とする。

11 実施計画書

令和 7 年 3 月 31 日までに履行期間の事業実施計画書及び人員配置図（従事職員名簿等）を提出すること。様式は任意とする。

なお、人員配置に変更が生じた場合は、変更後 7 日以内に市に人員配置図を再提出すること。

12 実績報告等

(1) 月次業務報告書（様式第 1 号）

当月末日までに委託者に提出すること。

(2) 年次業務報告書

以下のものを、当該年度の 3 月末日まで委託者に提出すること。

ア 実施報告書（別紙 1・2）

イ 収支報告書

様式は任意とするが、当委託業務に係る収入及び支出について他の経理（計画相談給付費等）と区別して記載すること。

(3) 相談記録・台帳・業務日誌等を記録し、整理するとともに、委託者が提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。なお、様式は任意とする。

13 委託料の支払い

委託料は、毎年 10 月と 3 月に委託者に請求をする。委託者は請求を受けた時は、月次業務報告書を審査の上、適正と認められるときは、受理した日から 30 日以内に

受託者に対して委託料を支払うものとする。

14 遵守事項

- (1) 事業従事者の資質向上のために研修の機会を確保すること。
- (2) 支援にあたっては日常から緊急時（自然災害を含む）を見据え、平時から避難場所や緊急連絡先の確認を行う。また、関係機関との連携により避難所等の情報収集に努めるとともに、緊急時においては、市と協力し支援に取り組むこと。
- (3) サービス提供時に事故が発生した場合には、市及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、市の助言に従い必要な措置をとること。
- (4) 本事業に係る収入及び支出について他の経理と区別して整理し、5年間保存すること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岩沼市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 事業の実施に参画した関係者は、本事業において業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

15 その他

- (1) 本業務の受託者は、準備期間に可能な範囲で前受託者からの業務引継ぎや、市との打合せに協力すること。
- (2) 本業務の受託者は、履行期間終了後に、相談者の基本情報及び支援記録等をデータ、または書面で市に提供すること。
- (3) 委託業務内容について、国の制度等が変更、改正された場合には、市の指示に従うこと。
- (4) 受託者の責めに帰すべき事項により、業務の継続が困難になった場合は、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。
- (5) 当該仕様書に定めのないものは、委託者と受託者の協議により取り扱うものとする。

別表 小学校区

学 校 名	通 学 区 域	
	行 政 区	字 ・ 小 字 名
岩 沼 小 学 校	稲荷町、二木第一、二木第二、大手町、中央一丁目第一、中央一丁目第二、中央一丁目第三、中央二丁目、中央三丁目第一、中央三丁目第二、中央四丁目第一、中央四丁目第二、中央四丁目第三、館下第一、館下第二、桜第一南、桜第一西、桜第一東、桜第二、桜第三、桜第四、桜第五、相の原、相の原第二、相の原第三、相の原団地、栄町中央、末広、梶橋、下野郷上	稲荷町、本町（1番(4号・5号)・7番(27号～32号))、二木一丁目（1番・2番・3番・4番(20号・22号)・5番(3～7号・24号)を除く）、二木二丁目、大手町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、館下一丁目（4番を除く）、館下二丁目、館下三丁目、桜一丁目、桜二丁目、桜三丁目、桜四丁目、桜五丁目、相の原一丁目、相の原二丁目、相の原三丁目、末広一丁目、末広二丁目、梶橋、押分（字孫助原の一部）、下野郷（糺内、江口の一部、上中筋、中境の一部、前條の一部、杉ノ下前）
玉 浦 小 学 校	寺島、蒲崎南、蒲崎北、新浜、早股上、早股中、早股下一、早股下二、長谷釜、林一、林二、二野倉、下野郷下、矢野目上、矢野目中、矢野目下一、矢野目下二、相野釜、藤曾根、玉浦西一丁目、玉浦西二丁目、玉浦西三丁目西、玉浦西三丁目東、玉浦西四丁目、恵み野東、恵み野西	寺島、早股、押分（奥山、北新田、北土手、新田東、新筒下、須加原、中新田、中埜、西土手、沼前、鼠喰、南谷地）、下野郷（相野谷地、出雲屋敷、江口の一部、上筒天、北谷地、指ノ下、新関迎、新拓、新田、新畑、新南長沼、高大瀬、竹ノ内、館内、館外、中北谷地、中境の一部、長塚、中筒天、中野馬場、中谷地、西北谷地、西原、花立、浜、東北谷地、東長沼、菱沼、藤曾根、前條の一部、間堀）、空港南一丁目、空港南二丁目、空港南三丁目、空港南四丁目、空港南五丁目、玉浦西一丁目、玉浦西二丁目、玉浦西三丁目、玉浦西四丁目、恵み野一丁目、恵み野二丁目、恵み野三丁目
岩沼西小学校	北長谷南、北長谷北、松ヶ丘第一、松ヶ丘第二、三色吉南、三色吉中、三色吉北、千貫団地、平等団地、長岡上、長岡下、小川上、小川下、志賀上、志賀中、志賀下、栄町北、栄町中央、栄町南、栄町東、土ヶ崎第一北、土ヶ崎第一南、土ヶ崎第二、土ヶ崎第三北、土ヶ崎第三南、たけくま第一西、たけくま第一東、たけくま第二西、たけくま第二東、たけくま第三、朝日東第一、朝日東第二、朝日西	南長谷（中ノ崎、田中115番地の1）、北長谷、三色吉、竹の里一丁目、竹の里二丁目、竹の里三丁目、平等一丁目、平等二丁目、平等三丁目、平等四丁目、松ヶ丘一丁目、松ヶ丘二丁目、松ヶ丘三丁目、松ヶ丘四丁目、長岡、小川、志賀、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、土ヶ崎一丁目、土ヶ崎二丁目、土ヶ崎三丁目、土ヶ崎四丁目、敷島、大和、山桜、朝日、荒井、東谷地、武隈、たけくま一丁目、たけくま二丁目、たけくま三丁目、館下一丁目（4番）、あさひ野一丁目、あさひ野二丁目
岩沼南小学校	原、玉崎上、玉崎下、根方南、根方北、吹上第一西、吹上第一東、吹上第二、吹上第三、桑原第一、桑原第二、桑原第三、桑原西、阿武隈、阿武隈団地、藤浪西、藤浪東、本町第一、本町第二、押分、里の杜北、里の杜南、押分団地	南長谷（中ノ崎、田中115番地の1を除く）、大昭和、吹上一丁目、吹上二丁目、吹上三丁目、吹上西、吹上南、西六角、桑原西一丁目、桑原一丁目、桑原二丁目、桑原三丁目、桑原四丁目、阿武隈一丁目、阿武隈二丁目、藤浪一丁目、藤浪二丁目、本町（1番(4号・5号)・7番(27号～32号)を除く。）、二木一丁目（1番・2番・3番・4番(20号・22号)・5番(3～7号・24号)）、押分（御伊勢原、御伊勢南原、北光谷、志引、新光谷、中光谷、孫助原の一部、間畑、水先、南光谷、与奈）、里の杜一丁目、里の杜二丁目、里の杜三丁目

月次業務報告書（ 年 月分）

事業所名：

1 相談業務（委託相談業務）（相談支援を利用している障害者等の人数）

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者								
障害児								
計								

（支援方法）※延人数

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数									

（相談内容）※延人数

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数									
（再掲）ピアカウンセラー									

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数				
（再掲）ピアカウンセラー				

2 関係機関との連携業務

3 ネットワーク構築業務

4 その他報告事項

※ 利用者人数の障害種別については、障害者手帳所持状況、診断名、社会資源利用状況などにより判断する。

年度 岩沼市障害児者等相談支援事業実施報告書

事業所名：

受託法人		
事業所情報	住所	
	電話番号	
運営形態	職員体制	
	うち委託相談	
	開設時間	
取組状況	(1)個別相談(相談実績は別紙2)	
	(2)担当地域の相談支援体制強化の取組(内容の詳細は別紙2)	
	(3)岩沼市障害児者地域自立支援協議会に関すること	
担当地域の傾向		
担当地域の課題		
受託者としての課題		
課題解決への対策		

別紙 2

1. 相談業務実績

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者								
障害児								
計								

※うち新規 人

(支援方法)※延人数

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数									

(相談内容)※延人数

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数									
(再掲)ピアカウンセラー									

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数				
(再掲)ピアカウンセラー				

2. 地域の相談支援体制強化の取組

項目	内容(回数)
個別ケースを通じた指定相談支援事業所等への支援 (専門的な指導・助言)	・ (回)
研修会や事例検討会の開催 (人材育成の支援)	・ (回)
担当地域の関係機関や地域包括支援センターとの会議等の主催や参加(連携強化の取組)	・ (回)